

## 旭川市営住宅審議会会議録（要旨）

- 会議名 令和7年度第1回旭川市営住宅審議会
- 開催日時 令和8年2月25日（水） 午前10時00分から12時00分まで
- 開催場所 旭川市役所 総合庁舎7階 会議室7A（旭川市7条通9丁目）
- 出席者  
委員（8人） 有路委員、任委員、小部委員、椿原委員、古田委員、森委員、山田委員、米本委員（五十音順）  
事務局（10人） 岡田部長、中村課長、吉岡主幹、村上主幹、細谷主査、及川主査、遠藤主査、鈴木
- 会議の公開・非公開 公開
- 傍聴者  
（1）市民 0人  
（2）報道機関 0人
- 1 開会  
（事務局）  
委員8名出席につき、委員の過半数に達しているため、令和7年度第1回旭川市営住宅審議会を開催する。
- 2 建築部長挨拶
- 3 自己紹介  
改選に伴い令和6年12月26日に就任した今期委員による第1回目の会議につき、委員及び事務局の出席者全員が自己紹介。
- 4 会長、副会長の選出  
改選後初の会議につき、会長及び副会長の選出。選出については、事務局一任との意見があったことから、事務局の案として、会長（椿原委員）及び副会長（任委員）を推薦し、出席委員全員の賛成を得て決定。続いて、会長の指名により職務代理者（古田委員）を決

定。

## 5 議事概要

### (1) 旭川市営住宅審議会の運営方法について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料1により説明。

(会長)

意見、質問を受け付ける。

(委員)

意見なし。

(会長)

意見無いため、事務局から説明があったとおり運営する。

### (2) 市営住宅の概要について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料2により説明。

(会長)

意見、質問を受け付ける。

(A 委員)

家賃滞納とあったが、支払方は払い込みや口座引き落としがあると思うがどのような支払い方なのか。

(事務局)

希望者は口座振替となっている。しかし、口座残高が無かった場合は督促状の対象となるため、資料の督促状発付件数にはこのような場合も含まれる。

(A 委員)

民生委員として、生活資金の貸し付けを受けている人の見守り等も行っているが、滞納があるのは納付書で払い込みしている場合が多い印象である。口座振替の場合、滞納はあまり聞かない。

(B 委員)

納税推進課でも税の徴収等しているが、家賃と税で滞納が重なった場合、どちらを優先して支払うのか。

(事務局)

個人情報の関係から、市営住宅課では入居者の税の支払い状況は把握していないため、当人からの申し出が無ければ把握できない。基本的には把握できる情報の範囲で、出来るだけ家賃の遅れを取り戻すために指導している。

(B 委員)

個人情報のことも分かるが、実際に家賃以外に税、健康保険、軽自動車税などの滞納のある場合もあると思うが、納付相談をする際にもそのうちの家賃だけの話しをしても、なかなか納付の計画を立てていくのは難しいと考える。

(事務局)

どちらを優先するというものではないが、実際に納付相談を受けて支払の計画を作っていく際には、どのくらいの収入があり、税金等を支払った残りでいくらくらい支払えるかという話しもする。

(会長)

おそらく滞納している方は、かなり困窮している状況が予想されるため、督促する場合にもある程度の配慮が必要と思われる。話しにあったように状況が重なっている場合もあると思うので、市役所の横のつながりで柔軟に対応してもらえたらと思う。

(C 委員)

家賃滞納者への対応についての資料で、令和7年度の督促状発付件数と催告書の送付件数が、ほかの年度と比較して大幅に減少しているが、どのような理由からか。

(事務局)

まず、資料にある令和7年度の件数は、年度途中までの件数であることから、前年度以前の件数よりも少なくなっている。また、催告書については令和6年度の途中から送付対象を変更しており、納付相談で作成した支払計画どおりに納付している場合は催告書を送付しないようにしたため、件数が減少している。

(D 委員)

1点目は滞納者に関して、福祉部局と連携しているケースは何件くらいで、更に福祉部局との連携により解決に至った件数がどのくらいあるか。今この場で詳細な数字はわからないと思うが、今年あった中などで話してもらえれば。

2点目は公募について、公募情報が届かないことは問題になると思うが、年4回公募があるということをどのように旭川市民全体に知らせる工夫をしているのか。

(事務局)

まず、1点目の福祉部局との連携については、件数はおさえていないが、具体的な事例として、高齢者のひとり暮らしで滞納があり、認知機能に課題がありそうな場合、連帯保証人やご家族に連絡して了承を得た上で、地域包括支援センターなどの支援団体と連携し、そちらから訪問してもらうという対応もしている。

(D 委員)

高齢者以外にも障がい者の方などもそれぞれ滞納に理由があると思われ、福祉と連携しなければならない場面が多くなるのではないかと感じる。そのため、福祉と連携した件数や解決につながった件数がわかれば、今後の対応の仕方等の資料になると思うので、お願いしたい。

(事務局)

次に2点目の募集について、周知が十分かどうかという点については、アンケート調査等を行ってはいないのではっきりしたことは言えないが、直近の募集6回分の平均倍率が9倍となっており、ある程度の周知はされていると思われる。現在の周知方法としては、ホームページへの掲載・広報誌への掲載・市役所1階のデジタルサイネージへの掲載・各支所での募集案内の掲示を行っている。

(D 委員)

恐らく地域の民生委員さんや指導員さんは地域のことを把握しているので、連携できれば、より隙間なく情報が届かない方にも周知できるのではないかと思う。

(B 委員)

この件について、ホームページは高齢者にはなかなか見る機会がない。広報誌は見ることはできるが、これ以外に町内会の回覧に掲示することは今までやったことはあるか。

(事務局)

記憶の範囲での回答だが、そういった対応は今までしていないと思われる。周知に隙間や漏れが無いようにというご意見を伺い、今すぐできるとは言えないが、今後の対応を検討するにあたり是非参考にさせていただきたいと思う。また、情報が届いた後の話しになってしまうが、5年程前までは年1回しか募集を行っていなかったが、現在は年4回募集を行っており、募集期間も1か月半程度と長いため、1年間のうちかなりの期間で募集を行っている状況である。

(B 委員)

自分も、市営住宅について把握されていない方から質問された事があって、こういった方にも町内会の回覧などにより周知されることで、情報が伝わることもあると思う。

(会長)

情報弱者と言われる人達へどう周知していくかが課題になってくると思うので、それを踏まえて今後の対応の検討をお願いする。

(A 委員)

民生委員との連携について、市営住宅ではなく道営住宅の例だが、指定管理者・民生委員・地域包括支援センター・自治会などで連携して定期的に集まり情報共有している地域もある。ひとり暮らしの高齢者に対して月1回電話をする見守りコールの取り組みなども行っている。市の市営住宅は指定管理ではないが、地域の連携によっ

て行われている取り組みとして参考になればと。

(E 委員)

生活困窮者は市営住宅に限らずに福祉との連携が必要だと感じた。

もう 1 点、市営住宅はこれから将来的新しいものが建つのか、増えていくのか、また、無くなる場所もあるのかというところを伺いたい。

(事務局)

計画としては、旭川市営住宅長寿命化計画というものを策定しており、その中で建替えすべき団地・改修すべき団地・用途廃止する団地など、位置づけてはいる。建て替えでは、第 2 豊岡団地の建て替えを現在進めている。長寿命化計画で、4 団地を第 2 豊岡団地と第 1 豊岡団地の 2 団地に集約する予定となっている。内部改修を行っているのは忠和団地、用途廃止を予定している団地というのは、昭和 30 年代くらいに建てられたコンクリートブロック造の平家の団地となっている。長寿命化計画は令和 8 年度に見直し予定であり、建替えや改修、用途廃止などについて精査していく。

(会長)

募集停止しているところを除いた、現在募集しているところというのは、ほぼ 100% 入居しているということか。

(事務局)

募集停止している団地でも、現在も人が住んでいる部屋もある状況であり、それを勘案すると実際の入居率は約 85% くらいにはなると思われる。

(E 委員)

督促状の件数が非常に多いが、家賃の設定が高いためか。これだけ督促状が出されているということは基準が高すぎるのではないか。

(事務局)

督促状は支払が遅れた方に対して送付されるため、例えば口座残高が不足していたり、たまたま払い忘れていたりした場合にも発行される。また、年金受給者であれば、年金の支給月にあわせて 2 か月分まとめて支払ったりする場合にも督促状は送るので、そういった支払い忘れや支払方法により発行される督促状も件数も含まれている。家賃は所得に応じて段階的に設定しており、家賃の減免条件に該当する場合は、申請を受け付け減免する対応もしているところ。

(会長)

ほかに質問等はないか。なければ議題 2 を終了する。

### (3) 既存団地における駐車場の使用料について

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料 3 により説明。

(会長)

意見、質問を受け付ける。

(A 委員)

資料の金額は月額か。また、既存の団地とあるが、昭和50年頃に建てた市営住宅の駐車場も含まれるのか。

(事務局)

金額は月額である。基本的な方針としてはそういった団地も対象になるが、団地毎に駐車場の整備状況も異なるため、状況を精査し、整備状況が一定の水準を満たしているところから段階的に実施していくことを考えている。

(A 委員)

駐車場使用料は駐車場を利用している人からしか徴収しないという認識で良いか。

(事務局)

そのとおり。

(B 委員)

入居者のうち車を保有している割合は把握しているか。

(事務局)

既に駐車場が有料化されていて市で管理している団地が2団地あり、そこはおおむね60%程度である。

(B 委員)

市で管理していないところの状況はどうか。

(事務局)

市で管理していないところは各団地の自治会などで管理しており、市で使用料も徴収しておらず、全てを把握していない。除雪費用や駐車料金などは自治会管理となっている。

(B 委員)

市で有料化していないところは、各団地の自治会などで徴収しているということか。

(事務局)

団地によって料金を徴収しているところもあれば、料金を徴収していないところもある。

(会長)

現行の砂利敷きの駐車場は、各団地の自治会などに管理は任せられていて、そういったところもできる限り市で整備し使用料を徴収して行って、使用料を除雪費等に充てるなど市で管理していくというような試みであると解釈して良いか。

(事務局)

そのとおり。

(A 委員)

現状、町内会も入る人が少なくなっている中で、町内会で駐車料金を集めたり、管理したりするというのはおかしいのではないか。

(事務局)

市営住宅の駐車場の管理等をしているのは、団地の中で作られた自治会であり、町内会とは少し違う。現在、市で使用料を徴収していない駐車場は、自治会で管理している状況であり、除雪の費用などとして必要であれば自治会で駐車料金を徴収している。

(C 委員)

旭川市は交通の便が良くないと思っている。中心部はバスも多く電車もあるが、30分くらい離れるとバスの便数も非常に少なくなる。現在駐車場使用料を徴収している団地は比較的中心部にある団地だが、今後郊外の団地からも駐車場使用料を徴収する場合、郊外ではやはり車が必要になってくるため、交通インフラの状況等も考慮する必要があるのではないかと思うが、どうか。

(事務局)

駐車場料金算定をする際に積み上げる経費については、国からの通知が出ており、旭川市ではそれを基に算定している。その中には地域による係数のようなものは含まれていない。ただ、地価評価額は中心部から遠いところは安くなるため、そういったところで駐車料金的には差が出てくる。

(D 委員)

自治会で徴収している駐車料金はほとんど除雪に充てられているのか。

(事務局)

はっきりはわからないが、恐らくそうだと思う。

(D 委員)

地価の話しがでていたが、春光台や神居などでは民間賃貸住宅では駐車料金をほとんど取っていない。そのあたりの矛盾は現実的にあると思うが、エレベーター付きの高層住宅で駐車場も舗装されていて維持費もかかり、必要となる実態は理解できる。以前の審議会でも話しに出たと思うが、自治会が駐車場を管理し、除雪の依頼等を行うこと自体が大変であり、その辺をどうしていくか考える必要があると思われる。

(B 委員)

除雪について、主要道路は市が除雪し、団地内の生活道路は町内や自治会で除雪するのか。

(事務局)

市道であれば市が除雪する。市道ではない団地内の通路などは自治会等で行う。市

営住宅では入居者の方々にやっていただく事として、通路の除雪や団地内の草刈り、共用部の管理などについてお願いしており、入居する際に承諾して入居していただいている。ただ、駐車場に関しては先程の話にあったとおり、整備や補修費用がかかってくることや、料金を自治会で徴収することが大変であるという話を総合的に判断して、ある程度整備されているところについては、今後駐車料金を市で徴収していきたい考え。

(B 委員)

団地が面している大きな道路も団地の人達で管理するという事か。

(E 委員)

ある団地の例だが、そこではメインの通りは市で除雪している。棟の中の生活道路は入居者で行うが、高齢化で除雪作業ができなくなってきたり、全て業者に委託して除雪を実施している。今年は約70万円程度除雪費用がかかっている。除雪費の入居者負担は月額700円。駐車場の話をすると、舗装されているが市で駐車料金は徴収されていない駐車場で、駐車料金は1か月1台200円となっている。これはひとつの例であり管理のやり方や金額は各団地毎で様々である。

(B 委員)

各住棟への通路については、緊急車両等が通ることもあると思われるので、管理は市でもいいのかのではないかと思い、気になった。

(事務局)

市営住宅の敷地であっても、周辺住民の生活道路として利用されている場合などもあり、市で除雪している場合もあると思われる。

(E 委員)

先程例に挙げた団地では、自分が把握している範囲だと、これまで緊急車両が通れなかったということは無かった。

(会長)

ほかに質問等はないか。

なければ議題3を終了する。

#### (4) 使用料・手数料の見直しについて

(会長)

事務局から説明を。

(事務局)

※ 資料4により説明。

(会長)

意見、質問を受け付ける。

(A 委員)

資料の「家賃・入居証明」に「火災保険」とあるが火災保険の中の家財ということか。

(事務局)

そうであると思われる。

(A 委員)

そうであれば、わかりやすく今後は資料に標記したほうが良いと思われる。

(事務局)

了解した。

(B 委員)

「車庫証明」は警察署に提出すると思うが、その価格が上がったということか。

(事務局)

市営住宅の駐車場を使用していて車庫証明を警察に提出する際には、添付書類として市営住宅課からの証明書類が必要となり、市営住宅課で発行する証明書類の手数料が見直しとなるもの。

(B 委員)

了解した。

(会長)

ほかに質問等はないか。

なければ議題4を終了する。

## 6 その他

(会長)

その他として、全体を通して何か発言等はあるか。

(A 委員)

議題3及び4については、これで決定となるのか。報告ということか。

(事務局)

議題3及び4については、市の方針や手続きについて御説明させていただいたものであり、報告という形になる。

(A 委員)

市議会は通らないのか。

(事務局)

市議会での審議はされている。

(B 委員)

先程、議題4の中でパブリックコメントも行われていると言っており、そこでも足りないものを審議会で住民代表や学識経験者等が議論し、市に意見を伝えるという

ことであると思う。頻繁に審議会で集まることは難しいが、こういった機会に意見を多く出すことで、市が政策等を決定する際の参考となり、市民の意見を反映できるのだと思うので、皆さん忙しいと思うが、こういった機会がたくさんあるとよいと思う。

(会長)

ほかに、何か意見等あるか。

では、事務局から何かあるか。

(事務局)

次回開催は現時点では未定である。開催が決まり次第連絡する。

## 7 閉会

(会長)

以上で、令和7年度第1回旭川市営住宅審議会を終了する。